

通知・事務連絡 No. 60

厚生省令第150号

昭和二十八年六月十一日

厚生事務次官

各都道府県知事殿

優生保護法の施行について

優生保護法の施行について当省から示達した通知は、相当多く上るが、これらのうちには、数次の法令改正に伴い、すでに実質的には失効又は無意味となつてゐる

2. 法第六條第一項の再審査を申請できる期間（二週間）は、いわゆる不变期間であるから、この期間を経過すれば、法第五條第一項の決定は確定し、その理由のいかんをとれず再審査の申請をすることはできなくなること。
3. 法第九條の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。
4. 審査を要件とする優生手術は、本人の意見に反してもこれを行うことができるものであること。但し、この場合に手術を施行することができない場合には、優生手術を行ふことが適切である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければ、ならない者たる者が、優生手術の実施に関して不服があるにシカハラウズ、法第六條の規定による再審査の申請人は第六條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県衛生保護審査会の決定が確定した場合へ、優生手術を行うことが適切である旨の判断が確定した場合でなければならぬこと。この場合に許される強制の方法は、手術ドコトテ必要を最小限のものでなければならぬので、なるべく有形かの行使はつしまなければならないが、それその具体的な場合に応じ

ては、眞にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬使用又は欺罔等の手段を用いることも許される場合があると解して差し支えないこと。

第二 人工妊娠中絶について

一般的事項

法第二條第二項の「胎児が母体外において生命を保全することができない時期」とは、通常、妊娠八ヶ月未満をいうものであること。従つて、妊娠八ヶ月以上するわち人工早産を行ひうるような時期に至つたものについては、本法による人工妊娠中絶は行うことができるないと。

二 指定医師

優生保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこ